環境文明社会づくりあれこれ（53）

源流（53）

加藤　三郎

イ病についての記述が長くなったが、ここでも医師・医学者・化学分析専門家らの献身的な活動なくして、本病の解明、行政の責任、そして今後の発生防止策について、厚生省（政府）の見解表明はなかった（あるいは不当に遅れた）と私は思っている。なお参考までに、主として私が担当したカドミウムなど重金属の流域での汚染状況調査について、「厚生省見解」文中では次のように述べられている。「患者発生地域を汚染しているカドミウムについては、対照河川の河水及びその流域の水田土壌中に存在するカドミウムの濃度と大差のない程度とみられる自然界に由来するもののほかは、神通川上流の三井金属鉱業株式会社神岡鉱業所の事業活動に伴って排出されたもの以外にはみあたらない。」

前回記した水俣病についての厚生省（政府）見解は、イ病に関する見解に遅れること約４か月後の同年９月に表明されたが、そのいきさつについて私が聞いた話を紹介する。当時、政府内での水質汚濁対策は、飲料水に関わる厚生省、水産被害に関わる水産庁、下水道に関わる建設省、廃水対策や工業用水道に関わる通産省など、担当省庁が複雑に絡みあっていたので、総理府に設置されていた経済企画庁が水質行政の取りまとめを所管していた。水俣病に関する政府見解は、役所流でいけば経企庁長官（当時は宮澤喜一大臣）が発表すべきであったが、５月に園田大臣がイ病について厚生省見解を発表し、それが政府による最初の公害認定としてマスコミはじめ社会で好意的に受け入れられたので、宮澤さんは園田さんに、「水俣病は、食品衛生問題が中心なのだから、君のところでやってくれ」と頼んだという。

もちろん、このやりとりが真実かどうかは知る由もないが、昭和 43 年頃の“公害沸騰状況”から察すると「あり得る話」と私は今も考えている。このことはメディアを含め社会全体が公害について公正で真の対策を強く求め、その要求を真剣に受け止める行政官や政治家がいれば、社会を前進させることが可能だったことを証していると考える。

それに対し、今日の気候異変は、すでに大雨、洪水、土石流、山火事、熱中症などの健康被害、さらに農水産業への深刻な被害（最近の広島湾内での養殖カキの９割死滅問題はその典型例）を出しており、その規模が年々増大しているにも関わらず、どうしたわけか、国民の多くは天災とあきらめているのか、社会全体としてはほとんど“沸騰”していない。

それをよいことに政治も、次世代原子力発電の新設やアンモニアの燃料としての利用など、実現までの時間もコストも悪影響（アンモニアは CO_2 を出さないが、有害物質 NOx など発電所周辺で深刻な健康被害発生の恐れ大）も無視した政策がまかり通ろうとしているのを、国民もメディアもほとんど許している現状は無責任であり、悲劇的な状況と考えている。
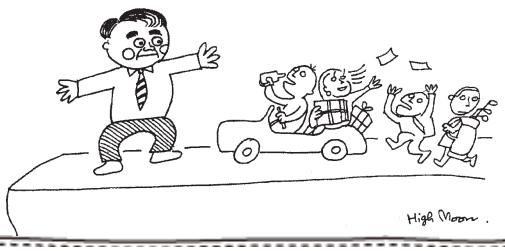
次回には、医師、専門家の地道な、しかし大きな貢献シリーズの最後に、四日市市における大気汚染被害者への救済や公害裁判における健康被害に対する賠償請求への道を拓いた三重県立大公衆衛生教室の吉田克己教授らについて触れる。